

2. 「農協改革」を踏まえたＪＡグループの課題

(1) これまでの取り組みと「農協改革」の決定経過

- ＪＡグループ岡山は、平成 24 年の秋に開催した第 26 回 ＪＡ全国大会並びに第 32 回岡山県 ＪＡ大会決議を踏まえ、平成 27 年度までの 3 か年、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現、「協同組合としての役割発揮」「国民理解の醸成」に取り組んでいます。
- こうした中で、政府は、規制改革会議の答申を受けて平成 26 年 6 月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、農業・農村の所得を今後 10 年間で倍増することをめざす農政改革の一環として、「農協改革」の推進を決定しました。
- 「農協改革」では、①単位 ＪＡは、農業者の所得向上に向け、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営すること、②連合会・中央会は、単位 ＪＡを適切にサポートする観点からあり方を見直すこと、③こうした考え方に即した自己改革を ＪＡグループに強く要請するとともに、農協法をはじめとする必要な法制度の整備を行うものとされました。
- これに対し、ＪＡグループは、第 26 回 ＪＡ全国大会決議を踏まえつつ、将来めざすべき協同組合としての ＪＡのあり方と営農・経済事業の強化に向けた自己改革について検討を進め、平成 26 年 11 月の全中理事会において「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする「ＪＡグループの自己改革について」を決定・公表しました。
- その後、与党における検討を経て、平成 27 年 4 月に「農協法等を一部改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出、8 月 28 日に可決成立されました。
- 今回の法改正は、組合の事業運営原則の明確化、組合の理事等の構成、組織変更規定の導入、中央会制度の廃止、公認会計士監査の義務付けなど ＪＡグループの事業・組織の根幹にかかわる大幅な法改正となりました。
- また、准組合員の事業利用規制のあり方については、今般の措置は見送られ、改正法施行（平成 28 年 4 月 1 日）後 5 年間の事業利用状況や農業協同組合等の改革の実施状況の調査を経て、検討を加えて、結論を得ることとされました。
- この改革に関して、「与党とりまとめ」は、「農協は、重大な危機感をもって」、農業者の所得向上等に向けた「自己改革を実行するよう強く要請する」としています。

(2) JAグループに求められていること

- 協同組合であるJAは、ICA（国際協同組合同盟）の定める協同組合原則にあるとおり、人々が自主的に結びついた自立の団体であり、組合員が共通して必要とするものや強い願いを充たすための組織として、これまでも農業と地域の振興に取り組んできました。

- 農業を取りまく情勢が急激に厳しさを増す中で、農家組合員からJAに最も強化してほしい事業として期待されているのは、営農指導事業、販売事業、購買事業などの営農・経済事業です。
また、「農協改革」においても、政府・与党から、農業者の所得増大に向けた営農・経済事業の積極的な展開等の自己改革が強く要請されています。

- 営農・経済事業については、これまでも環境変化に応じた事業方式の改革・強化などを進めてきたところです。しかし、農業者の減少と担い手経営体への生産と販売の集中等の農業の構造変化、食生活やライフスタイルの変化などが急激に進んでいることを踏まえ、これまでの取り組みについて改めて点検し、JAトップを先頭に役職員の意識改革を行い、JAの創意工夫により、自己改革の成果を出す必要があります。

- 連合会及び中央会もJAのこうした自己改革を支援・補完する観点から、それぞれの事業のあり方を見直す必要があります。

- 特に、今回の法改正で現行の中央会制度は廃止され、都道府県中央会は平成31年9月までに連合会に移行するとされたことから、JAグループの総意に基づいて再構築する必要があります。

- 農業生産基盤が急速に脆弱化していくことが強く懸念される中で、組合員の期待に応えるとともに、安全・安心な国産農畜産物の安定的な供給はもとより、持続可能な農業の実現をめざして、JAグループの総力を挙げて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を自己改革の最重点課題として取り組む必要があります。
地方が疲弊している中でJAは、総合事業と多様な組織活動の全てを通じて、組合員、地域住民とともに、「地域の活性化」に取り組む必要があります。

【改正農協法等の概要】

1. 組合の事業運営原則の明確化

農協及び農協連合会（以下「組合」という。）は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うにあたっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。また、農畜産物の販売等の事業の的確な遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。

2. 組合員の自主的組織としての組合の運営の確保

組合は、事業を行うにあたって、組合員に利用を強制してはならないものとする。

3. 理事等の構成（注1）

理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならないものとする。

4. 組合の組織変更等

組合は、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社・一般社団法人・消費生活協同組合・社会医療法人への組織変更ができるものとする。

5. 農業協同組合中央会制度の廃止

現行の中央会制度は廃止し、法施行後3年6月の間に、都道府県中央会は農協連合会に、全国中央会は一般社団法人に、それぞれ移行することができるものとする。

6. 信用事業を行う農業協同組合等の会計監査人の設置（注2）

一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないものとし、新制度への移行にあたって、政府は適切な配慮を行うものとする。

7. 准組合員の組合の事業の利用に関する規制のあり方の検討

改正法施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに農業協同組合等の事業及び組織に関する改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて結論を得るものとする。

（注1）理事等の構成に関する規定は、改正法施行から3年経過後の通常総会終了時まで適用しない。

（注2）会計監査人の設置に関する規定は、改正法施行時に現に存する組合については、施行から3年6月経過後から適用する。